



2021年11月17日

各 位

会 社 名 株式会社関西スーパーマーケット  
代表者名 代表取締役社長 福谷 耕治  
証券コード 9919 (東証第一部)  
問合せ先 専務取締役経営企画室長 中西 淳  
TEL 072-772-0341 (代表)  
URL <http://www.kansaisuper.co.jp/>

**株主による仮処分命令の申立て**  
**(株主総会決議取消請求権を被保全権利として追加する申立て)**  
**に関するお知らせ**

当社は、2021年11月11日付でオーケー株式会社（以下「オーケー」といいます。）から神戸地方裁判所に対して当社とエイチ・ツー・オー リテイリング グループのイズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスとの間の各株式交換（以下「本株式交換」といいます。）の差止めを求める仮処分命令の申立て（以下「前回申立て」といいます。）がなされたこととお知らせしておりますが、今般、当該申立てと実質的に同一の申立て（以下「本申立て」といいます。）が改めてなされたことを確認しましたので、お知らせいたします。

1. 本申立てがなされた日

2021年11月15日

2. 本申立てをした者の概要

名 称：オーケー株式会社

所 在 地：神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目3番6号

代表者の役職・氏名：代表取締役 二宮涼太郎

3. 本申立ての経緯

当社が2021年10月29日に開催した臨時株主総会（以下「本総会」といいます。）におきましては、本株式交換に係る株式交換契約を承認する旨の議案を含む各議案（以下「本議案」といいます。）が原案どおり承認可決されました。

オーケーは、本議案の決議に瑕疵があると主張し、本株式交換の差止めを求めて前回申立てを行っていたところですが、実質的に同一の主張に基づき本総会の決議取消請求権を被保全権利とする申立ての趣旨を追加するために本申立てを行ったとのことです。

4. 本申立ての内容

株式交換差止請求権及び株主総会決議取消請求権を被保全権利とする仮処分命令の申立て

## 5. 今後の見通し等

2021年11月9日付「当社の臨時株主総会における議決権行使の集計経過に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、本総会は、総会検査役の立ち会いの下で適法かつ公正に行われており、当社としては、本申立ては直ちに却下されるべきものと考えております。当社は、今後の裁判手続において本総会の適法性及び公正性を明らかにするとともに、本株式交換を含むエイチ・ツー・オー リテイリンググループとの経営統合を進めてまいります。

なお、本申立てに関して今後開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以 上